

つちはし事務所通信

6

June
2018



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2018年6月1日



強化される労働基準監督署による長時間労働抑制への監督指導



厚生労働省は、4月に「平成30年度地方労働行政運営方針」(以下、「運営方針」という)を策定し公表しました。これを受け、各都道府県労働局は、各局の管内事情に即した重点課題・対応方針などを盛り込んだ行政運営方針を策定し、運営していくことになります。この運営方針の中で、労働時間関係の監督指導に力を入れていく動きがあることから、この内容について取り上げてみましょう。

1. 長時間労働の抑制等への監督指導

今年度の運営方針の中で、以下のような内容に基づき、労働時間管理と健康管理を促すための窓口指導、監督指導等が徹底されることになっています。

☆長時間労働の抑制や過重労働による健康障害を防止するために、過重労働が行われている恐れのある事業所に対して「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づいた指導を行う。

☆会社と労働者代表等の労使当事者が、適正に36協定を締結するよう、協定当事者に関する要件も含めて関係法令の周知を徹底する。不適切な36協定の届出があった場合(特別条項において、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていないなど)には、「時間外労働の限度に関する基準」に基づいて指導を行う。

☆時間外・休日労働時間数が、1ヶ月当たり80時間を超えている疑いのある事業場、長時間にわたる過剰な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対しては、引き続き監督指導が徹底される。
※違法な長時間労働・過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対しては、労働局長等による指導の実施、企業名の公表などの取り組みが徹底されることになっている。

☆36協定未届の事業場に対しては、民間事業者を活用し、労働基準法の基礎的な知識を付与するために相談指導等が実施される予定。

労働時間改善指導・援助チームの編成

今後、働き方改革を推進していくため、平成30年4月よりすべての労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」が編成されました。

このチームには「労働時間相談・支援班」と「調査・指導班」があり、「調査・指導班」では長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導が行われます。



労働基準監督署等の調査で、労働時間管理全般に関する指摘が増えています。労働時間管理については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が出されており、監督指導もこのガイドラインに基づいて行われます。再度、このガイドラインに目を通し、労働時間管理の方法に問題があれば改善を進めていきましょう。



電子申請の義務化が予定される社会保険手続き



社会保険の分野におけるマイナンバーの利用開始・徹底等が行われていますが、これに併せて政府は電子申請による届出を促進しています。今後、一定以上の規模の企業では、電子申請による手続きが義務化される予定となっていますので、社会保険事務手続きの電子化の動きを確認しておきましょう。

1. 社会保険の電子申請利用率

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届や雇用保険被保険者資格取得届といった、社会保険・労働保険の分野における平成28年度のオンライン利用率は、11.8%になっています。電子申請の利用のニーズが高い手続きに重点化して利用率の向上を目指してきましたが、平成26年度が6.9%、平成27年度が9.0%であり、わずかな伸びに留まっています。

2. 予定される電子申請の義務化

平成29年6月に策定された「行政手続きコスト」削減のための基本計画」では、電子申請の推進が掲げられていましたが、今年3月に改定されました。平成32年までに更なるコスト削減に対する取り組みの推進が図られることとなり、その手段のひとつとして電子申請の義務化の方針が示されています。

電子申請推進の阻害要因として紙媒体、CD・DVD および電子申請のいずれかを選択できる仕組みが挙げられており、今後、電子申請を推進するための方法として

- ・資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社
- ・投資法人および特定目的会社に係る適用事業所

である大法人の事業所から、電子申請が義務化される予定となっています。



3. 健康保険組合の対応

電子申請への切り替えで問題となることのひとつに、健康保険組合の電子申請の対応があります。これについては、届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、マイナポータル等を利用した電子申請環境の構築により、電子申請の導入を図ることとしています。



電子申請義務化実施については、すみやかな切り替えを進めており、まずは資本金1億円以上の大法人を対象に、平成32年4月1日以後に開始する事業所の事業年度または年度から電子申請により行うようにするとしています。

また、義務化の要件に該当しない事業所についても、併せて電子申請への移行を促すこととされております。なお、社労士へ社会保険の事務手続きを委託しているときには、委託を受けた社労士についても電子申請で行うことが義務化されます。雇用保険に関しても同様の考え方が示されておりますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

あとがき◆つちはし事務所より

☆ 働き手が減る中で、行政手続きのコスト削減のため政府は手続きの電子化を進めることが命題となっています。社会保険の分野では電子申請がまず大法人から義務化されるという方針が出されました。大法人が100%電子申請になれば、子会社や関連法人が一気に動き出します。携帯電話が普及して、街から電話ボックスが無くなった時のように、気がついたら紙の申請はほぼ無くなっていたという日も近いのかもしれませんが。

☆ 電子申請であっても、紙申請であっても重要性が増しているのが、「マイナンバー」。何度かご案内しているとおり、5月から雇用保険の手続きには「マイナンバー」がないと返戻になるという取扱いが始まっています。従業員さんの「マイナンバー」を確実に預かって、当事務所までお知らせいただくよう重ねてお願いたします。

☆ つちはし事務所では、お客様の「マイナンバー」を安全に手間なくお預かりするため、セキュリティの強化されたクラウドサービス導入の準備を進めております。必要以上に恐れることなく上手に利用することにより、手続きがスムーズになる便利なツールです。準備が整い次第ご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

